

協働環境委員会会議録

令和2年7月21日(火)

(開 会) 11:30

(閉 会) 12:18

【 案 件 】

1. 議案第88号 契約の締結(飯塚市新体育館等建設(空調設備)工事)

○委員長

ただいまから、協働環境委員会を開会いたします。「議案第88号 契約の締結(飯塚市新体育館等建設(空調設備)工事)」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○契約課長

「議案第88号 契約の締結(飯塚市新体育館等建設(空調設備)工事)」につきまして、補足説明をいたします。議案書の3ページをお願いいたします。

「議案第88号 工事請負契約の締結」につきましては、地方自治法第96条第1項第5号及び飯塚市議会の議決に付すべき契約に関する条例第2条の規定に基づきまして、本案を提出するものでございます。

本件につきましては、契約金額4億5297万6700円で、筑豊冷機・内山空調特定建設工事共同企業体、代表者 株式会社筑豊冷機、代表取締役 入江正利と契約を締結するものでございます。

議案書の4ページをお願いいたします。入札の概要でございますが、工期につきましては、本契約として認められた日から令和4年3月28日までとしております。入札の執行状況でございますが、条件付き一般競争入札実施要領及び運用基準に基づきまして、業者選考委員会において入札参加の条件等を決定し、令和2年6月12日に入札公告を行い、本年7月7日に入札を執行いたしました。

本件につきましては、2つの共同企業体から入札参加申請があり、2者による入札の結果、予定価格4億9236万6600円に対しまして、落札額4億5297万6700円、落札率91.99%となっております。なお、この入札につきましては、2者が最低制限価格によります同額入札になりましたので、地方自治法施行令の規定により、くじ引きにて落札者を決定いたしております。以上、議案の補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので質疑を許します。質疑はありますか。

○川上委員

空調設備工事ということです。工事はどういう工事をするのか、お尋ねします。

○建築課長

今回の空調工事ですが、空調といたしましては、今回の新体育館につきまして、トイレ、倉庫、機械室、弓道場を除きます居室や共用部に空調を設置いたします。また、空調の方式でございますが、大アリーナや多目的ホールは、部屋が大きいので、エアーハンドリングユニットからダクトで風を送る空調方式を採用しております。また、その他の居室、共用部につきましては個別空調、パッケージエアコンやビルマルチエアコンというもので対応しております。

○川上委員

大アリーナの場合は、ちょっとイメージが湧かないんですけど、どれぐらいのボリュームのどういう方式のものなんでしょうかね。ガスとかいろいろあるかと思いますが、電気とか。

○建築課長

熱源の方式といたしましては、電気でやっております。また、風の吹き出しに関しましては、桁行き方向といいますか、観客席側の両サイドのほうから、両側の下のほうから緩やかに風を送り出して体育館の上部で、それを排出するような形での作りになっております。

○川上委員

今のは空調機器設備工事ですね。今、説明があったのが。ほかは。

○建築課長

今、ご説明をいたしましたのが、大アリーナとなっております。また、次に多目的ホール、こちらも空間としては大きい部屋でございますので、エアーハンドリングユニットからダクトで風を一方向的に送って、循環させるような仕組みの空調方式でやっております。それ以外の共用部や個別の居室につきましては、一般的なパッケージエアコンやビルマルチエアコンというようなエアコンで対応を行っております。

○川上委員

5月14日に入札をやろうとして、そのとき緊急事態宣言が終わっている時期ではあったんだけど、その公告の時期は新型コロナ緊急事態の真っ最中でしょう。始まるころか。それで、今回は再入札と。再入札というふうに言うのですかね。まあ入札ということで、7月7日なんですけれど、この間に新型コロナ対策で設計を変更したりというようなことはないんですか。

○建築課長

今回の新型コロナに関しましての設計変更というものはございません。

○川上委員

どうしてですか。ワクチンが大丈夫なものができるまで、5年くらいかかるんでしょう。政府としては、急いでいるようだけど。だから、この新体育館は感染症対策が工夫されておらなければならないわけだけど、コロナ前とコロナ後と何ら設計も工夫も変わらないということなんですか。

○建築課長

今回の新体育館につきましては、設計段階の中では新型コロナというものは、まだ発生しておりませんでした。体育館設計が完了した後に、質問委員が言われますような、今コロナの事態が実際のところ発生しておりますが、まだ、どのような対策を打って、こういった形でというところまでは、ハード面に関しましては、そういった指針等もまだ出されておられませんので、現段階では、そういった見直し等は行ってはおりません。

○川上委員

新型インフルエンザ対策行動計画指針というのがあるじゃないですか。コロナ危機より前に。もうこれから人類と自然との関係、他の動物との関係が、もう人口が77億人ぐらいになっているんでしょう。地球の気候変動もこういう状態というような状況の中では、到底、制圧はできないでしょうけれど、新型コロナ以後であっても、感染対策とかいうのは重要ですよ。そういうことが鋭く問われているときに、大規模な体育館を設計する。とりわけ、感染にとっては非常に重要なテーマである空調をどうするのかということなんです。国から指針が示されていないし、自分たちも持たないから考えなかったのか、全く考慮がなかったのか、どうなんですか。

○建築課長

現段階で、先ほども答弁いたしました。まだ国のほうからもこういった仕様でというところまでは、何も通達等もございませんが、今こうして、例えば施設をつくって使っている中で努めて換気をするとか、ソフト面での運用面の対応によるというふうに理解はしております。

○川上委員

こう考えてくると、我々の感染対策との関係でいえば、リスクを分散するか、切り離して、ほかを隔離して安全な状態にするとかいう考え方が大事と思うけれど、そういった点でいえば、

今は弓道場があり、穂波の武道場がありということで分散していますよ。これを、あなた方が国のこうすれば金を貸しますよと、応援しますよというようなことに乗せられて、今度の企画をつくったんだけど、これがコロナ危機の時代に妥当なのかということも本当は考え直さないといけない時代にも入っているわけだけど、これを強行しようとしているあなた方としては、とりわけ空調において、感染防止のために万全を尽くすという考え方でなければならなかったというふう思うんですね。それを全く考えていないということが今、わかりました。

そこで、筑豊冷機と内山空調なんですけれど、まず筑豊冷機はどういう実績のある会社ですか。

○契約課長

まず筑豊冷機でございますが、空調の専門工事業者でございます、電気設備等の機械設備といったような業務が主な事業者となっております。同じく内山空調につきましても、同じように管空調の専門工事業者ということで、飯塚市内においても実績等はございます。

○川上委員

これほどの空調の仕事は、市内では最近では市役所以外は発生していないんです。しかも、市役所は大きいだけでしょう。向こうは大ホールがあるわけですから。大空間があるわけでしょう。だから、この間、これほどの大空間を空調するという仕事は余り経験がないはずですよ。経験がありますか。

○契約課長

大規模空間、アリーナ等のようなものについては、経験といいますか、飯塚市発注の分についてはないものというふうに考えております。

○川上委員

この筑豊冷機と内山空調にあるかと聞いたんですよ。

○契約課長

確認をしておりますけれども、実績等はないのではないかと考えます。

○川上委員

では、経験のない筑豊冷機と内山空調がどういう工事をするかということ、空調機器設備工事でしょう。それから空調ダクト設備工事でしょう。空調配管設備工事、換気機器設備工事、換気ダクト設備工事、自動制御設備工事をするわけでしょう。違いますかね。

○建築課長

今、委員がおっしゃった、そのとおりでございます。

○川上委員

そしたら、これほどの大空間の空調をやったことのない会社は、誰と相談して、この仕事をするんですか。

○建築課長

今回、工事監理のほうについております設計者のほうとも、技術的なアドバイスを受けながら施工を進めていく体制になろうかと思えます。

○川上委員

その技術責任者ともう会っているんですか。

○建築課長

まだ契約が、今回の議案でまだ可決を受けておりませんので、まだ技術者とか、そういった者との接触は一切ございません。

○川上委員

そしたら今の段階では、全く経験のない会社が2つ並んで、誰と相談して仕事をしていくかわからないという答弁をされていることになりまして、市としてはわからないんですね、この2つが誰と相談するかは。

○建築課長

通常、私どもが工事を発注する際におきまして、当然ながら、受託して施工ができるということで、受注もなされておるという判断をしております。また、技術的な点につきましては、各社それぞれどのようなスタッフをそろえて、対応されていくかというところまでは現段階はまだ把握をしております。

○川上委員

そしたら今の段階で、施工体系とか全然見たこともない、話したこともないということではないんですか。

○建築課長

そのとおりでございます。

○川上委員

そうすると、これが完成するまで飯塚市はどのようにかかわっていくんですかね、この空調工事が完了するまで。

○建築課長

今回、この事業に関しまして、我々建築課も当然ながら工程管理や現場の状況の管理には参画いたしますが、設計者のほうに今回、工事監理を技術的なアドバイスというところで委託をかけております。そういったところと一体となりまして、市としても、その中で監理指導を行っていくようになっております。

○川上委員

これがもし、あなた方がどうしてもこれでいくという場合は、そういうことになるということでしょう。そうした場合、新型コロナ対策は、これからの管理の中で工夫がされていくことになると思うけれど、どういうふうになりますかね。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 11:46

再 開 11:47

委員会を再開いたします。

○建築課長

失礼しました。通常、今回のこの工事に限らず、私どものほうで大型案件等、発注をして、設計監理等を委託をかけた場合につきましては、先ほども答弁いたしました。そういった技術的なところ、その組み立てにつきましては、工事監理者のほうからの指導のもと、私ども市のほうもその中に参画いたしまして、一緒に工程管理や現場の対応につきまして、協議して事業を進めていくような体制をとっております。

○川上委員

考え方としては令和3年3月ですかね。その段階で、来年3月ですよ。4年、まだ5年の範囲内だから、ワクチンが安全なものが庶民のところに届くような状態にないことが想定されて、そしてコロナが制圧されていない可能性がある中で、新体育館がオープンということになるわけです。今回の緊急事態宣言のもとでは、幾つかの公共施設については、もう使用をやめましょうということにしたけれど、市役所は使用停止にしなかったでしょう。真ん中に大空間があるけれど、あれは外部だから。個別的対応がずっとできていたわけだけど、体育館という大空間の中では、なかなか難しいでしょう。体育館を使わないようにしましょうというふうにしてもいいけど、これは体育館であり、避難所だから。複合危機、災害との複合危機のときには、使用するということになるでしょう。段ボールベッドは適当、パーテーションも適当という状況の中で、感染防止策について、体育館そのものについて、一定の機能を持たせておかないといけない。大規模な大きな換気機能を持たせる、通常ではない換気機能を持たせるとかい

うようなことが必要になってくるかもしれないでしょう。設計が終わって、何か変な入札で、もう工事が始まっているけれど、それでも途中で大幅な工事変更とか生じるかもしれないです。そしたら空調だってかわるじゃないですか。そういうことは考えていないのかということなんです。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 11:51

再 開 11:52

委員会を再開いたします。

○建築課長

申しわけございません。先ほどからの答弁の繰り返しになりますが、今回の新体育館の空調設備に関しましては、従来の他の国・県の施設と同様の設備になっております。その中で換気につきましては当然、室内の汚れた空気を外に出すような換気機能も付いておりますので、今後、運用の中で、またそういったところの細やかな活用の仕方によって、コロナ対策というのがいろいろと出てくるものであろうというふうに考えておりますので、現段階で、今この仕様のを設計変更するとか、しないとかいうところは、現段階では何も考えておりません。

○川上委員

この体育館はこちら側の上部の窓を全開して、こちらを全開したら、新鮮な空気が入り込んで、飛沫を飛ばしてくれるような仕組みがありますか。

○建築課長

今、質問委員がおっしゃるような、2階のいわゆる観覧席の部分になりますが、窓面というのは当然でございます。ただ、今はそれを開けなくても、空調の換気システムで、外に吐き出すような仕組みには、機械的になっております。

○川上委員

窓は開かないんでしょう。

○建築課長

排煙の関係等で設備的にはそういった部分で開けられるようにはなっております。

○川上委員

コロナ前の考え方とコロナ危機の時代の考え方を押さえておく必要がある。途中で設計変更とか言って、何億円も工事費が増高するとかいうような事態も私は心配するわけです。今まで、なんか排水溝を壊しましたとかね、わからんようなことで増高したことがあるけれど、今度は、新型コロナにかかわってそういうことが起こり得るのではないかと心配しています。それから、入札日を7月7日に選んだ理由は、どういう事情ですか。

○契約課長

今回の入札は6月12日に公告を行っておりまして、JV参加申請締め切りを6月26日ということで、2週間とっております。それから、その後に、工事の入札につきましては、火曜日となっておりますので、その期間をとりまして、7月7日というふうに決定をいたしております。

○川上委員

では、6月12日になぜ公告をしたのかという疑問が湧いてくるわけですね。6月12日に公告したその日取りはどうやって決めたんですか。

○契約課長

業者選考委員会の中でも協議しておりますけれど、今回の分につきましては、既に本体工事の契約が締結されておまして、進捗をしております。それで、建築課とも相談をいたしまして、この空調工事についても既に基礎工事、その段階でもう工事が始まっていくということも

ございまして、できるだけ早く契約を締結したいというような考え方から、このようなスケジュールになったということでございます。

○川上委員

できるだけ早くというのは、あなた方の立場から言えばそうでしょうけれど、6月12日は、なぜ6月12日なのかと聞いているわけですよ。5月14日に談合情報があつて、入札を中止したわけでしょう。1カ月もかかっている。なぜ6月12日までかかったのか。それを聞きたいわけですよ。

○契約課長

5月13日に、今質問委員がおっしゃられる談合情報というのが寄せられております。その後、その内容について、いろいろと調査をいたしました。1つは飯塚警察署のほうへの通報ですとか、公正取引委員会への通報、また、いろいろな情報提供があつております。それから県の建築指導課等にも訪問して詳細の報告、また相談等も行つておまして、そのようなことから今回の事件について、調査等に日数を要したため、約1カ月かかつておるといふような状況でございます。

○川上委員

調査終了はいつですか。それとの関係で6月12日が出てくるわけでしょう。5月14日までに談合情報を受け取つて、入札中止を決めて、公告に至るまでの過程を答弁すればわかりやすいのではないかと思うんですけど。

○契約課長

過程ですけれども、まず5月13日に先ほど申し上げましたように、談合情報が寄せられております。翌5月14日に飯塚警察署に通報し、同日入札の延期を決定しております。また、それにあわせて、公正取引委員会並びに県の建築指導課へ通報を行つております。それから、5月19日に公正取引委員会へ詳細な情報の提供を行つております。それから6月1日に飯塚警察署のほうに相談いたしまして、当該事業者のほうの事情聴取を実施してよいかということで相談をしまして、6月4日、それから9日にかけて事情聴取を行つております。また、その内容から業者選考委員会のほうで公告をしてよいかと、1つは今回、指名停止という措置をかけておりますが、それをした後に業者選考委員会におきまして、公告内容等を確認いたしまして、12日に公告を行つたといふような流れになっております。

○川上委員

談合情報が前日の5月13日に寄せられてからの対応はわかりました。それで、談合があつたわけですか。

○契約課長

詳細なところにつきましては、これは情報提供者並びに関係者が非常におられますので、詳細につきましては申し上げられませんが、入札に関する不正または不誠実な行為があつたということが認められましたので、指名停止の措置をかけたということでございます。

○委員長

川上委員、まだ質疑のほうは結構ありますか。

○川上委員

30分くらいまでには終わります。

談合はあつたのかと聞いたんですけど、不正または不誠実な行為があつたといふ答弁なんです。どういふことなんですかね。談合はあつたんですか、なかつたんですか。

○総務部長

今回の情報提供者が、今回、指名停止措置を行つた業者から圧力をかけられたと、入札に関して。例えば、あなたは辞退をなささいといふふうな動きがあつたといふことで、情報提供をいただいております。私どももそれなりの証拠物品も提供を受けております。ただ、先ほど

契約課長が言いましたように、今現在、関係機関にも同じようなものを提出いたしておりますので、これ以上詳細なことはご案内できませんけれども、そういった圧力をかけた行動等各業者から事情聴取によって我々のほうで明らかになったという判断をいたしましたので、今回は指名停止を行っております。

○川上委員

そうしたら、それは談合情報なんですかね、それは談合情報というのですか。今の話だったら圧力を加えた。辞退せよと圧力を加えた。飯塚は最近辞退ばかりじゃないですか。本体工事がずっと辞退ばかりでしょう。本体工事そのものが。3回目にして5月14日ようやく大手ゼネコンを巻き込んでの辞退騒動がずっと本体工事であったわけだから。空調業界で誤解があったのではないですか。本体工事でああいうことできるんだったら、我々もそういうことをさせてもらおうと。飯塚市は許すよと。場合によっては予定価格が上がるかもしれんよと。そういうような誤ったメッセージを関係業界に、あなた方自身の責任で発信したのではないかと思うけど、そういう胸に手を当てて考えることはないですか。

○総務部長

今回の空調工事における圧力といいますのが、業者を辞退させた後に高い価格で落札をしようというふうな話も聞いておりますので、今質問議員が言われるような形で、例えば、ほかの業界で辞退があったので、我々もというふうな話の情報は我々は得ておりません。

○川上委員

その情報があつたらすごいですよ。でも、現実には、今年の11月から本体工事で3回にわたって、かなりの人が、新聞にも載りましたから。そういうことがあっているわけだから。もうこれができるんだつたらという、自分たちもということに100%なりますよ。だから、飯塚市の大型公共工事はこういうやり方かと。これは今、進行中なのではないですか。それで、業者選考委員会は、いつしたのですか。

○契約課長

6月11日に業者選考委員会を行っております。

○川上委員

圧力を加えたとされる業者は、指名停止になったんですね。指名停止はどこで決定したんですかね。いつどこで決定したんですか。

○契約課長

6月10日に公正入札調査委員会を開催いたしまして、その中で指名停止措置を、1カ月の指名停止相当であるということを確認いたしております。

○川上委員

即日、その日付ですかね。翌日付か。翌日、業者選考委員会があつた日から指名停止に同じ日からなっているわけね。それで、1カ月の指名停止になったのはどういう理由ですか。1カ月という理由がわからない。

○総務部長

先ほどからもご案内しておりますように、今回、圧力をかけたという形での動きがあつたわけでございますが、これにつきましては関係機関のほうにも情報を提供いたしております。関係機関のほうで、今現在、捜査中であるというふうに私ども確認はいたしております。ここで何らかの罰が科されれば、当然、それによって、また私どもも指名停止基準の中で考える、考慮するところがあるかと思うのですけれども、今現在におきましては結果的には、これは未遂に終わっております。未遂に終わっておりますので、そういった内容等も考えて、先ほどご案内した委員会の中で、不正・不誠実な行為を行ったということで、1カ月間ということ決定させていただきました。

○川上委員

未遂というか、市の入札ができない事態になっていった原因ですからね。こういうときは1カ月なんですか。それがわからない。それはあれですけど、それで7月10日まででしょう。1カ月だから7月10日以降の入札だったら、この業者も指名停止が明けたということで応札資格が生じたわけですか。

○契約課長

はい、そのとおりでございます。7月10日までとなっておりますので、本空調工事には参加はできません。

○川上委員

この業者の指名停止期間中に入札をやるべきだということで、7月7日を選んだということはないんですか。

○契約課長

そういうことではございません。先ほど申し上げましたように、本体工事との関係もございまして、できるだけ早く契約をしたいというようなことから、このようなスケジュールになっております。

○川上委員

こういう本体工事から空調工事まで、私に言わせれば非常に不透明で不可解で、容認できない状況の中で、体育館の入札が進められて、建築に移っていくと。これは新型コロナの前と後ということになるんだけど、こうした中で、本当に市民のための、市民の役に立つ体育館が、こういうようなことでつくられるのかという心配を一番するわけです。もともと立地条件の問題とか、それから弓道場とか柔道の関係者がこれでは困りますよという、これは随分言っているわけでしょう。そういうことを考えてみても。それで、私はあなた方が次亜塩素酸水の生成器を700万円以上かけて――。

○委員長

川上委員、議案に対する質疑をお願いします。

○川上委員

そこに行きつきますから。

○委員長

質疑のほうをよろしくお願いします。

○川上委員

そういうのを購入して、噴霧器も459台ぐらい購入して、ほかにも山ほど購入しようということであれば、この新体育館で効果はなく、吸い込めば害がありますよという国の外郭が言っているようなものを、この新体育館でも使おうというような検討をしているのではないかと心配しているんですけど、それはないですか。

○健幸・スポーツ課長

新体育館におきましては、まだ管理方法、運営方法について今検討しているところでございますけれども、委員のご指摘の噴霧器等々の使用については、まだ想定をいたしておりません。

○委員長

川上委員、空調設備に関しての質疑をお願いします。

○川上委員

だから、これが空調設備工事との関係で一体となって、工事変更とかいうことになる危険性がないかと、そういう心配をしているわけですよ。大きい扇風機で拡散するとか。だからこの際、それは使わないというふうに答弁してくれませんか。新体育館では効果もなく、吸い込めば害になるかもしれないようなソリューション水とかは使わないという答弁はできませんか。

○委員長

川上委員、議案に関する質疑をお願いします。

○川上委員

議案に係るよ。そういう答弁できないですか。

○委員長

川上委員、別の質疑をお願いします。

○川上委員

じゃあ、使うかもしれないということですか。

○委員長

川上委員、同じ質疑になっていますので、別の質疑をお願いします。

○川上委員

私の最後の質問にしますけれど、私はあなた方がこういった問題について、新型コロナの前と後で新体育館の問題について、まともに考えたことがない。しかも、先ほど言ったような意味での次亜塩素酸水について、使えないとも言わないと。こういう認識でいいですか。

○委員長

川上委員、結局同じ質疑になっていますので、別の質疑をお願いします。

○川上委員

答弁もないようですので、それを私としては確認して質問を終わります。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

○川上委員

私は今回、契約議案に対して、反対の立場で討論します。一つは新型コロナ危機のもとで、市民の命、暮らし、営業をしっかり支えるのが今の飯塚市の緊急、切実な課題だと。であるのに、不要不急の事業に対して、47億円もの事業の一部を構成する今回の空調工事ですから、これを認めるわけにはいかないというのが一つです。それから、2つ目は入札をめぐる不透明性です。これは先ほども言いましたけれど、サカヒラとか、九特とか、赤尾という地元の企業と、西松、鉄建、東洋の大手ゼネコンが、一体となって2回入札を妨害し、そして3回目には、ようやく2億円の価格を上げる状況の中で落札していくと。こういうことが、市内のほかの業種、ランクの指名業者に対して悪いメッセージを送ってしまっている。その一つのあらわれが今回の空調工事をめぐる談合情報、不正であったというように思うんです。この延長上で、入札が成立したんだけど、過去にどういう仕事をしたかも飯塚市としてはつかんでいない。恐らくは、これほどの大規模な空間についての空調の仕事はしたことがないでしょうというお話でした。ここは、どこと相談して仕事をするんですかと聞いても、よくまだわからないと。こういうような状況のもとで、4億5千万円を超える工事金額の入札を、契約を認めるわけにはいかないというふうに申し上げておきたいと思います。

○委員長

ほかに討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第88号 契約の締結（飯塚市新体育館等建設（空調設備工事））」について、原案のとおり可決することに、賛成の委員は挙手願います。

(挙 手)

賛成多数。よって本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。これをもちまして、協働環境委員会を閉会いたします。